

北海道告示第10675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当する次の医療機関から指定内容の変更の届出を受理した。

「次の医療機関」は、省略し、その名称、所在地、担当すべき医療の種類、変更年月日等は北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、各総合振興局及び振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

北海道知事 鈴木 直道